

## 令和3年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人江府町社会福祉協議会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和3年9月22日(水)
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

### 総評

- ・法人運営及び会計面について不適切な取扱いが見受けられたので、法令、定款等に則り適切な事務処理を行うこと。
- ・会計面について、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、専門家（公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人）を活用することが望ましい。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>定時評議員会について、計算書類等の備置き及び閲覧に係る規定との関連から、開催日は理事会と2週間（中14日間）以上の間隔を確保する必要があるところ、当該間隔が確保されていなかった。</p> <p>については、定時評議員会の開催日は理事会と2週間（中14日間）以上の間隔を確保すること。 （法第45条の32）</p>	<p>理事会開催日から2週間（中14日間）以上の間隔を確保し、定時評議員会を開催する。</p>
2	<p>評議員会を招集する場合は、評議員会の日の1週間（中7日間）以上前までに各評議員に対して通知を発しなければならないところ、1週間（中7日間）以上前までに通知を発していなかった。</p> <p>については、評議員会の日の1週間（中7日間）以上前までに各評議員に通知を発すること。 （法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び第182条）</p>	<p>評議員会の1週間（中7日間）以上前までに各評議員に通知を発する。</p>
3	<p>評議員会議事録について、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名が記載されていなかった。</p> <p>については、評議員会議事録の作成について、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載すること。 （法第45条の11、規則第2条の15）</p>	<p>評議員会議事録に作成者の氏名を記載する。</p>
4	<p>令和3年5月10日開催の理事会において理事及び監事（以下「役員」という。）の選任に関する議案を令和3年5月26日開催の評議員会へ提出するに当たり、理事会で役員候補者を決議する必要があるところ、その決議が行わ</p>	<p>役員改選時には事前に候補者から履歴書・理事（監事）候補者確認書・理事（監事）就任承諾書を書面で徴し、欠格事由に該当しないか、選任の要件に該</p>

	<p>れていなかった。</p> <p>については、理事会で役員候補者の選任の決議を行った上で、評議員会に議案を提出すること。なお、理事会での決議に当たっては、役員候補者から履歴書及び誓約書等を事前に書面で徴し、欠格事由に該当しないか、選任の要件に該当するか等の確認を行った上で決議すること。</p> <p>おって、評議員会において役員の選任決議をする際は、候補者ごとに決議する必要があるので留意すること。</p> <p>(法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条第1項第3号、規則第2条の12、定款第16条第3項)</p>	<p>当するか等の確認を行った上、理事会で役員候補者を決議した上で評議員会に提案する。</p>
5	<p>令和3年5月10日開催の理事会において、監事の選任に関する議案を令和3年5月26日開催の評議員会へ提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得ていたことが確認できなかった。</p> <p>については、監事は理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得て監事選任議案を提出したことを証するよう、同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残しておくこと。</p> <p>(法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項)</p>	<p>事前に在任監事2名(定数2名)から同意書により同意を得て、評議員会に監事候補者を提案する。</p>
6	<p>経理規程について、未だ一部不備が見られるので、モデル経理規程を参考に、経理規程の見直しを再度行い、改正の際は附則を記載しておくこと。</p> <p>なお、本件については、前回及び過去も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>不備の例(この事項以外にも不備がないか確認すること。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 理事会の認定を得、と規定されている。(第60条)</li> <li>(2) 原則として評議員会の議決、と規定されている。(第39条外)</li> <li>(3) その他の固定資産に建設仮勘定が規定されていない。(第44条)</li> <li>(4) 引用条文ずれがある。(第43条、第45条) 等</li> </ul>	<p>令和3年11月11日開催の理事会で経理規程の一部改正を提案し、承認を得た。</p>
7	<p>計算書類に対する注記の記載事項が定められた様式に従って作成されていなかった。また、未収金は債権であるため、10(債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残</p>	<p>現在使用している会計ソフトが改正された様式に対応していなかったため、計算書類に対する注記を定められた様式に従っ</p>

	<p>高)の債権の当期末残高欄に記載する必要があるが、記載していなかった。 については、計算書類に対する注記について、定められた様式に従って正確に作成すること。 (運用上の取扱い25)</p>	<p>て作成した。</p>
--	--	---------------